

《Labor Communication 2018・7》

先日、電車の中で立っていると「次降りますので座ってください。」と若い女性の方に声をかけて頂きました。今、私は妊娠9か月に入ったところで、電車で声をかけて頂いたのは初めてです。恥ずかしいやら嬉しいやら。お腹が大きくなっていても、通常の時と同じように接して欲しいという気持ちが大きく、なかなか甘えることができません。これから出産し、母になった時の自分の気持ちや体力や考え方がどう変わっていくのか楽しみ半分、不安半分です。7月中旬から産休に入ります。仕事の復帰は9月13日（18:15～20:30）の「あすは社労士事務所3周年記念 特別セミナー」です。皆様にお会いできるのを楽しみにしております！（佐々木）

働き方改革 成立！

★働き方改革関連法案が成立しました！

中小企業では平成32年4月1日から随時施行されますので、施行日に慌てないように今から現状の見直しや対策を考えていきましょう。就業規則の変更や、ご不明な点がありましたらご相談ください。働き方改革関連法案の一部をご紹介します。

【1】 労働時間に関する制度の見直し

① 時間外労働の上限規制の導入

原則：月45時間、年360時間

臨時：月100時間未満（休日労働含む）、複数月平均80時間（休日労働含む）、年720時間

② 中小企業における月60時間超の時間外労働に対する割増賃金の見直し

月60時間を超える時間外労働の割増賃金率が50%以上。（平成35年4月1日施行）

③ 一定日数の年次有給休暇の確実な取得

10日以上の子年次有給休暇が付与される労働者に対し、5日について、毎年時期を指定して付与。（労働者が自由に使用する有給や計画的付与をした日数分については指定の必要はない）

【2】 雇用形態にかかわらず公正な待遇の確保（平成33年4月1日施行）

① 同一労働、同一賃金の義務

② 短時間労働者・有期雇用労働者・派遣労働者について、正規雇用労働者との待遇差の内容・理由等に関する説明を義務化

③ 上記2項目について、行政による履行確保措置及び裁判外紛争解決手続きの整備



職場トラブル、 一位はいじめ！

★総合労働相談、年100万件超！6年連続一位は「いじめ・嫌がらせ」！

厚生労働省が「平成29年度個別労働紛争解決制度の施行状況」を公表しました。「個別労働紛争解決制度」とは、個々の労働者と事業主との間の労働条件や職場環境などのトラブルを未然に防止し、早期に解決を図るための制度です。労働基準監督署等での「総合労働相談」、労働局長による「助言・指導」、紛争調整委員会による「あっせん」の3つの方法があります。平成29年度の個別労働紛争の第1位は、いじめ・嫌がらせ（72,067件）、第2位は自己都合退職（38,954件）、第3位は解雇（33,269件）です。無期転換や、今後施行される働き方改革により職場トラブルが増えると予想されます。安心安全の職場作りを進めていきましょう。

あすは社労士事務所

〒530-0047 大阪市北区西天満2-6-8 堂島ビルディング814

電話.06-6948-5252 FAX.06-6948-5253

社会保険労務士

社会保険労務士

特定社会保険労務士

佐々木 香里

小野山 英男

小野山 真由美

★睡眠、水分、栄養を取り夏バテに負けない体づくりを！